

令和7年度就学援助制度のお知らせ

◆就学援助とは

就学援助は、どのお子さんも安心して義務教育を受けられるよう、学用品費や給食費等の支払いに困るなど、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、村が就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

◆援助の対象となる方

「東通村に住所を有し東通小・中学校に在籍する児童生徒の保護者」「東通村外に住所を有し東通小・中学校に在籍する児童生徒の保護者」又は「令和7年4月に東通小学校又は東通中学校に就学する新1年生の保護者」の方で、次のいずれかの該当要件に該当する方が対象となります。

	該 当 要 件	証 明 書 類
要保護	生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書等
準要保護	村民税が非課税の方	課税証明書（世帯全員分）
	村民税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
	個人の事業税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
	固定資産税を減免されている方	固定資産税額決定通知書の写し
	国民年金の掛金を減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書等の写し
	国民健康保険税を減免されている方	国民健康保険税減免承認通知書等の写し
	児童扶養手当を受給中の方	児童扶養手当証書の写し
	生活福祉資金貸付を受けている方	生活福祉資金貸付金決定通知書の写し
	災害等により経済的に困っている方	被災証明書等の写し

◆申請手続き

「就学援助費申請書」に必要事項を記入し、上記の証明書類（該当要件に係るもの）を添付の上、東通小学校又は東通中学校に提出してください。

※申請書は、教育委員会、東通小学校及び東通中学校にあります。

※認定の可否については、教育委員会で決定後、学校を通して通知します。

※現在援助を受けている方で、引き続き、翌年度も援助を希望する方も申請が必要です。

◆この制度で援助されるもの

【要保護世帯】修学旅行費

【準要保護世帯】学校給食費、修学旅行費、校外活動費、学用品費、新入学児童生徒学用品費

◆申請期間

令和7年3月3日（月）から4月4日（金）※申請期間外でも随時受付しています。

◆お問合せ

東通村教育委員会教育総務課 電話：0175-33-2341（内線335）